

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年3月まで

昭和52年11月の婚姻後も引き続き国民年金に任意加入し、保険料を納付していたが、53年8月頃に妊娠していることが分かったので、勤務していた事業所を辞め、出産準備のためA市の姉のところに移った。54年\*月に長男を出産した後も58年7月に姉の結婚に伴い同市内に転居するまで、姉のところに住んでいた。実際にB市からA市への住所変更手続きをしたのは55年2月であるが、それまでに2回ほど荷物整理のために元夫が住んでいるB市に戻った。その時に、同市から送られてきた納付書に気付いて、近くのC銀行D支店の窓口で保険料をまとめて納付した記憶がある。

昭和55年2月にA市E支所で住所変更の手続きをしたときに、一緒に国民年金の手続きをしたと思うが、それ以後は、毎月、F郵便局の窓口で、同市から送られてくる納付書に現金を添えて保険料を納付していた。姉のところに住んでいた間は、姉が家賃や食費などの生活費を出してくれていたし、それまでの貯金や長男を出産した半年後には働いていたので、生活には多少の余裕があった。

これまでずっと仕事をしていて、裕福ではないが、お金に困ったことは無く、国民年金保険料が未納であるという督促が来たことも無い。間違いなく申立期間の保険料を納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間について、申立人は、20歳到達の48年\*月から現在まで国民年金に加入し、その間の住所変更は複数回に及ぶものの、申立期間を除いて未納期間は無く、52年11月の婚姻時も引き続き国民年金に任意加入している。

また、「昭和54年\*月に長男を出産後、荷物整理のためにB市に戻った時に、

同市から送付されていた納付書に気付いて、近くのC銀行D支店の窓口で国民年金保険料をまとめて納付した。」との申立人の主張は具体的である上、改製原戸籍の附票から、55年2月12日まではB市に住民登録されていることが確認でき、同市では45年から60年頃まで納付書を4期に分けて1年分を発行していたとしていることから、申立期間のうち、54年4月から55年3月までの保険料を同市で納付することは可能であったと考えられ、申立人に係る特殊台帳において申立期間直前の保険料を現年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間のうち、54年4月から55年3月までの保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和55年4月から57年3月までの期間について、申立人は、「毎月、F郵便局の窓口で、A市から送付された納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。」としているが、同市は、「口座振替を開始した48年9月から平成10年度までは、口座振替又は従来からの嘱託職員による集金で保険料を徴収しており、本人からの依頼などの例外を除き、納付書を送付していなかった。また、郵便局で現年度保険料を納付することが可能になったのは同年度であり、3か月納付から毎月納付に変更したのは昭和61年4月である。」と回答している上、同市が作成した申立人に係る収滞納一覧表により、当該期間直後の57年4月から同年12月までの保険料を同年12月17日に一括納付し、58年1月以降の保険料を3か月毎の口座振替により納付していることが確認でき、申立内容と符合していない。

また、前述の申立人に係る収滞納一覧表において、当該期間直後の昭和57年度から60年度までのものは作成の上保管されているが、当該期間のものは保管されていないことについて、A市は、「国民年金の加入手続をしていれば、たとえ年度内の全期間が未納であっても同一覧表を作成していたことから、申立人は、当該期間には国民年金の加入手続をしていなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人に係る特殊台帳によると、昭和55年2月12日の住所変更に伴う特殊台帳の移管について、同年12月17日にG社会保険事務所（当時）からH社会保険事務所（当時）に移管されているものの、その後、返戻され、58年2月25日に再度移管されていることが確認できることを踏まえると、当該期間において、A市及びH社会保険事務所は、申立人を国民年金の被保険者として把握していなかったものと考えられる。

加えて、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和57年2月は34万円、同年3月から同年5月まで、同年11月及び58年1月は32万円、同年2月から同年6月までは34万円、同年7月は32万円、同年8月、同年9月、同年11月及び同年12月は34万円、59年1月及び同年3月は32万円、同年4月、及び同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は32万円、60年1月及び同年2月は34万円、同年11月から61年5月まで、及び同年7月から同年9月までは32万円、同年10月は30万円、同年11月から62年2月までは32万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月、及び平成5年1月から同年3月までは28万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月、同年10月及び同年12月は30万円、7年1月から9年12月まで、及び11年12月から12年5月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から平成12年6月1日まで  
ねんきん定期便に記載されたA社に勤務していた期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて、低額となっているので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書の写し、及び雇用保険受給資格者証により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月は 34 万円、同年 3 月から同年 5 月まで、同年 11 月及び 58 年 1 月は 32 万円、同年 2 月から同年 6 月までは 34 万円、同年 7 月は 32 万円、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月は 34 万円、59 年 1 月及び同年 3 月は 32 万円、同年 4 月、及び同年 7 月から同年 11 月までは 34 万円、同年 12 月は 32 万円、60 年 1 月及び同年 2 月は 34 万円、同年 11 月から 61 年 5 月まで、及び同年 7 月から同年 9 月までは 32 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月から 62 年 2 月までは 32 万円、同年 3 月は 30 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 32 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 30 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 32 万円、同年 10 月、及び平成 5 年 1 月から同年 3 月までは 28 万円、同年 5 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月は 30 万円、7 年 1 月から 9 年 12 月まで、及び 11 年 12 月から 12 年 5 月までは 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月、59 年 2 月、同年 6 月、60 年 3 月、同年 10 月、61 年 6 月、平成 5 年 4 月及び同年 11 月については、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額より低額又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月から 57 年 1 月までの期間、同年 6 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月、59 年 5 月、60 年 4 月から同年 9 月までの期間、62 年 11 月から平成 4 年 12 月までの期間、6 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 10 年 1 月から 11 年 11 月までの期間について、申立人は、「私は、A 社において日々雇用の従業員として働いており、固定給ではなく、日給月給であった。」としているところ、労働日数によって、毎月の給料額が変動していたことが、申立人から提出された当該期間以外の期間に係る給料支払明

細書から確認できる上、申立人は、当該期間に係る同明細書を保管しておらず、また、同社の事業主は、「当社は廃業したため、一切の資料等は廃棄している。」と回答していることから、当該期間における申立人の報酬月額又は保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年9月から21年3月までを15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成21年4月1日から23年1月31日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円、21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年4月から同年8月までは24万円、同年9月から22年12月までは19万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成20年12月30日の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る標準賞与額10万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、平成21年12月30日の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月1日から23年1月31日まで  
② 平成20年12月30日  
③ 平成21年12月30日

申立期間①について、ねんきん定期便で確認した厚生年金保険料納付額より給与から控除されていた厚生年金保険料額の方が高く、給与額も高額であった。また、申立期間②及び③について、賞与から厚生年金保険料を控除さ

れているのに記録が無い。申立期間について、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額、並びに申立期間②及び③の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成20年9月1日から21年4月1日までの期間、及び申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を適用し、また、同年4月1日から23年1月31日までの期間、及び申立期間③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、当該期間のうち、平成20年9月から21年3月までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成20年9月から21年3月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明で確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成21年4月1日から23年1月31日までの期

間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、13万4,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円、21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年4月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から22年12月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人から提出された給与支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、給与支払明細書(賞与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明で確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、申立人から提出された給与支払明細書(賞与)により、申立期間に係る標準賞与額10万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間③に係る標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年1月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月28日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から同年12月頃まで

私は、昭和16年4月にC市D区にあったE社（昭和17年12月にA社に統合され、19年11月からF社に社名変更）に入社した。戦争中に会社は国策によりA社に吸収合併されたが、私は19年12月末に召集されるまで同社で継続して勤務していた。年金事務所から、「E社の記録は、見付かった。」という回答を得たが、A社に係る被保険者資格喪失日の記録が無いので、調査の上、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る「厚生年金保険被保険者台帳」（以下「旧台帳」という。）において、申立人のA社における労働者年金保険の被保険者資格取得日は昭和19年1月1日、資格喪失日が記載されていない被保険者記録が確認できる上、当該記録は基礎年金番号に統合されていない。

一方、申立人は、当時の勤務状況、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の氏名、同年9月に行われた会社行事及び召集令状に関する記憶が詳細かつ具体的である上、B社に係る社史においてA社が同年4月に軍需会社に指定されていること、及び軍需会社における従業員の雇用環境に関する文献の記述内容を踏まえると、申立人は、同年1月1日から召集令状が届いた日まで同社に勤務していたものと考えられる。

また、申立人が「昭和19年12月26日から28日頃に、召集された旨を直属の上司にだけ報告し、その日のうちに郷里に向かった。」旨主張していること、実弟が「兄の入営日は、昭和20年1月4日であった。」と具体的に供述していること及び申立期間当時の入営に関する資料において「召集令状が届いてから入隊まで1週間しかなかった。」旨の記載が確認できることを踏まえると、申立人は少なくとも19年12月27日まで、F社で勤務していたと認められる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号の前後20人の中に、申立人と同様に、旧台帳において昭和19年1月1日にA社で被保険者資格を取得しているにもかかわらず、資格喪失日の記載が無い同僚が5人確認できる上、現存するA社に係る最も古い「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」において記載されている事業所名称は、申立期間当時の名称ではなく20年4月以降に使われた事業所名称であること、及び同名簿の「健康保険ノ番號」欄に記載されている1番から892番までの間に237人の番号が欠落していることから判断すると、管轄社会保険出張所において厚生年金保険に係る記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年1月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、同年12月28日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A社に係る申立人の旧台帳において確認できる資格取得時の標準報酬月額の記載から40円とすることが妥当である。

## 香川国民年金 事案 451 (事案 115 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から63年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から63年12月まで

A社を辞めて、B市役所へ国民年金の手続に行ったとき、保険料が納付できないことを話すと、窓口の職員が免除制度のことを教えてくれた。その職員が、「免除の申請手続をしたら一回一回来なくていい。」と言ってくれたので同手続を依頼した。同じ頃、兄も全額免除の記録になっているので、申立期間の免除記録についても再度確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、免除の申請をした際に、申請時点より前の年度の未納期間及び申請時点より後の年度の被保険者期間についても保険料免除期間として申請したと主張しているが、制度上、保険料免除の手続は申請時の前年度以前に遡って行うことはできず、また、申請時の翌年度以降にわたって前もって免除申請することも不可能であること、及びオンライン記録上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和59年6月以降であるとともに、申立人自身も平成5年10月に会社を退職するまで国民年金手帳を所持していた記憶が無く、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく20年4月22日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同じ頃、その兄も全額免除の記録になっているので、申立期間の免除記録について再度確認してほしいと申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで  
② 平成 2 年 1 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで

申立期間①及び②における、給与明細書等で確認できるA社から支給されていた報酬月額と比べ、私の厚生年金保険の標準報酬月額が、大幅に低く記録されている。申立期間当時は、社会保険事務所(当時)の職員が来社し、社長と話をしている姿をよく見かけていたので、その時に当該職員と社長の間で、保険料の納付に関し、協議、指導が行われた結果、私の標準報酬月額を低額で届け出たものと思われる。調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立期間①のうち、昭和 61 年 1 月から同年 12 月までの期間について、申立人から提出された「昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票」によると、当該源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料控除額から推認できる、それぞれに見合う標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

一方、申立期間①のうち、昭和 63 年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

申立期間②のうち、平成 2 年 5 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月、3 年 4 月、同年 6 月、同年 9 月から同年 11 月までの期間及び 4 年 6 月について、

申立人から提出された給与明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額が、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

一方、申立期間②のうち、平成5年1月から同年12月までの期間及び7年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された「平成5年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成8年度市民税・県民税課税明細書」によると、当該源泉徴収票及び当該納税明細書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額から推計した社会保険料額よりも低額であることが確認できる。

また、申立期間①及び②のうち、昭和62年1月から63年3月までの期間、同年5月、同年8月、同年9月、平成2年1月から同年4月までの期間、同年6月、同年7月、同年10月、同年12月から3年3月までの期間、同年5月、同年7月、同年8月、同年12月から4年5月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、6年1月から同年12月までの期間及び8年1月から同年12月までの期間については、当該期間における給与明細書等の資料は見当たらないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立期間①及び②当時のA社の社会保険事務担当者及び二人の代表取締役のうち一人（申立人の実父）は既に死亡しており、別の代表取締役（申立人の義兄）は、「社会保険の事務手続については、死亡した総務部長が担当していたので分からない。」と供述していることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に関する供述を得ることができない上、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

加えて、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、i) 商業登記簿謄本によると、申立人は、A社において、昭和59年7月31日に取締役就任したこと、並びに申立期間①及び②において、申立人の実父又は義兄が代表取締役であったことが確認できること、ii) 当時の従業員は、「申立人は、将来の社長となる人だったので、申立期間当時は現場責任者として会社経営に係わる業務に携わっていたと思う。」と供述していること、iii) 申立人は、「同社に係る登記簿には、役員報酬の支給対象者である私を含む4人の役員以外の役員が登記されているが、彼らの身分は、月給制の一般従業員であり、経営に直接関与

するものではなかった。また、申立期間当時の、同社の経営環境は厳しく、資金繰りも困難を極めており、当時、社会保険事務所の職員が来社し、社長と話をしている姿をよく見かけていたところ、社会保険料の滞納も聞いたことがあったので、来社の用件は、社会保険料の納付に関することであることは想像できた。」と供述していることから、申立期間当時、申立人を含む役員報酬の支給対象者4人が一体的に同社の業務を遂行していたことが認められること、及び申立人は、同社の経営において、社会保険料の納付が負担になっていることを認識していたものと考えられることから、申立人は特例法第1条第1項ただし書に該当する立場にあったと認められる。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 15 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 5 月 29 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 6 月から A 事業所に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、同年 9 月 1 日から資格取得となっている。

また、A 事業所に昭和 44 年 12 月末まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、同年 5 月 29 日に資格喪失となっている。

両申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、A 事業所に同じ時期から勤務したとして名前を挙げた複数の同僚の供述、及び申立人の住所が昭和 43 年 7 月 11 日から同事業所の借り上げるアパートに変更されていることを踏まえると、申立人が同年 7 月以降の期間において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記申立人が名前を挙げた同僚 5 人の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和 43 年 9 月 1 日であることから、同事業所の事業主は、申立期間①中に雇い入れした者を、同年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入させた可能性がうかがえる。

また、当該同僚 5 人のうち、回答の得られた同僚二人が、「厚生年金保険の加入の取扱いや、保険料控除については不明である。」旨回答している上、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から、当該期間に厚生年金保険の記録が確認できる同僚は、「申立人は、昭和44年5月末頃から、体調を崩してB県の実家に帰っていた。その時の扱いが退職か休職かは不明である。」と供述している上、申立人が、A事業所を退職した後に勤務したとする事業所の事業主は、「申立人を44年8月頃に雇い入れたと記憶している。」と回答している。

また、上記のとおり当時の事業主は既に死亡しており、他の同僚からも申立人が申立期間②にA事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社B事業所に在籍当時の給与支給額は月平均して 10 万 5,000 円くらいであったが、同社での平成元年 10 月の標準報酬月額が 11 万円から 9 万 2,000 円に下がっている。申立期間当時の給与明細書を提出するので詳しい調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間に係るA社B事業所の給与明細書によると、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の役員は、「当時の関係資料は無いと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。